

# アジア転換社債ファンド(毎月分配型)

追加型投信/海外/債券

## 1月25日発表のインドの利上げについて

インド準備銀行(中央銀行)は1月25日に、政策金利であるレポレート(商業銀行への貸出金利)を0.25%引き上げ、年率6.50%とすることを決定しました。今回の利上げは2010年11月以来、2か月ぶりの利上げとなります。

インド準備銀行は、先進国からの資本流入に加え、食品価格や原油価格の上昇によるインフレ懸念が高まったことなどから利上げを決定したと考えられます。

インド準備銀行は、2008年のリーマンショック以来、緩和的な金融政策を採り、レポレートを合計4.25%引き下げてきました。その後、2010年以降は景気回復が確認される中、インフレ率の上昇を抑えるため金融政策の方針を転換し、断続的な利上げを行なっています。

今回の利上げと同時に、インド準備銀行は3月末までのインフレ率の見通しを従来の5.5%から7%へ修正しました。この物価上昇懸念が引き続き強いいため、インド準備銀行はインフレ対峙の姿勢を維持していくものと思われます。

一方、インド準備銀行は、2010年4月-2011年3月の実質GDP(国内総生産)成長率見通しを据え置きましたが、景気は引き続き好調なため上振れの可能性もあるものと思われます。

＜インドの政策金利(レポレート)の推移＞



出所: Bloomberg

＜為替レートの推移＞



※ルピー/ドル レートの軸は反転しております。

出所: Bloomberg

ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)を十分にお読みください。

＜委託会社＞[ファンドの運用の指図を行う者]

### 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

商号等 : 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者(関東財務局長(金商)第351号)

加入協会 : 社団法人投資信託協会  
社団法人日本証券投資顧問業協会

照会先 : ホームページアドレス <http://www.sjnk-am.co.jp/>  
TEL.03(5290)3519 ●営業部

＜受託会社＞[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託会社: 資産管理サービス信託銀行株式会社)

当資料中の運用実績に関する数値、グラフ等は、すべて過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

**1 主として日本を除くアジア各国/地域(オセアニアを含む)の企業が発行する転換社債(CB)<sup>※1</sup>を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。**

- ◆中国・インド・インドネシア等の企業が発行する転換社債(CB)を中心に実質的に投資します<sup>※2</sup>
- ◆当ファンドは、ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズが運用する投資信託証券「BNP パリバ ケイマン インベストメント ファンズSPC-アジアCBファンド」、および損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが運用する投資信託証券「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
- ◆原則として、「BNP パリバ ケイマン インベストメント ファンズSPC-アジアCBファンド」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。

※1 CBは「Convertible Bond」の略称で、転換社債(転換社債型新株予約権付社債)を指します。

※2 市場動向等の影響により、変更となることがあります。

**2 当ファンドが投資する投資信託証券「BNP パリバ ケイマン インベストメント ファンズSPC-アジアCBファンド」において、組入外貨建資産に対し、原則として高金利の複数のアジア通貨<sup>※3</sup>(オセアニアを含む)での為替取引を行います。**

※3 通貨の選択については、ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズが適宜、市況状況、流動性等を勘案しながら見直しを行います。

**3 原則、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、毎月安定的な分配を行います。**

- ◆分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- ◆初回決算日は、2010年12月10日(金)となります。

**ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ**

- ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズは、BNPパリバグループの運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。
- 2010年4月1日、ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズとフォルティス・インベストメンツは経営統合しました。
- 資産運用残高は、5,330億ユーロ(約57兆円:2010年6月末現在)

※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

〈基準価額の変動要因〉

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではありません。

当ファンドの基準価額等に影響を与えると想定される、主なリスク及び留意点は以下のとおりです。ただし、すべてのリスクを網羅したものではありません。

○**転換社債等のリスク**

当ファンドでは投資信託証券を通じて転換社債等を保有します。転換社債等投資の主要なリスクは「価格変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」です。

「価格変動リスク」とは、転換社債等の価格が、国内外の政治、経済情勢の変化、株式市場全体の価格変動ならびに金利変動等の影響を受けて下落することをいいます。

また、転換社債等の価格は、発行体の株式の価格が事前に決定している転換価格に近いときまたは上回っているときに、当該株式の価格変動に敏感に反応することが多いといえます。

「信用リスク」とは、転換社債等の発行体の事業活動や財務状態に不利な事態が生じた場合、元本償還等の不履行または遅延等により当該転換社債等の価格が下落することをいいます。なお、当ファンドは投資信託証券を通じて、無格付けまたは低格付けの転換社債等を組入れる場合があり、投資適格の転換社債を組入れる場合に比べ信用リスクが高いといえます。

「流動性リスク」とは、市況等や転換社債等の取引量の減少等により、ファンドにとって最適な時期・価格で転換社債等を売却または購入できなかった場合等に損失となったり、値上がり益を得る機会を逸すること等をいいます。転換社債等の流動性が著しく低下した場合には、実質的に取引停止状態となることや、取引できても価格が大きく乱高下することがあります。転換社債等の市場は一般に、上場株式等の市場に比べて相対的に流動性が低いといえます。

○**為替変動リスク**

当ファンドでは、投資信託証券を通じて、外貨建資産を主要な投資対象とします。したがって、当ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需要、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他様々な国際的要因等により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策等によっても変動する可能性があります。

なお、投資信託証券を通じて主要投資対象とする外貨建資産においては、原則としてアジア諸国通貨の為替取引を行うため、当該通貨の為替変動による影響を受けます。

○**カントリーリスク**

当ファンドは実質的に日本を除くアジア諸国の企業が発行する転換社債等を主要投資対象とするため、アジア諸国の政治・経済、税制、取引制度・慣行や社会情勢およびアジア諸国を取り巻く国際情勢の変化等により、混乱が生じた場合には基準価額が大きく変動する可能性があります。一般的に主要先進国以外の国の証券市場は、主要先進国に比べて市場規模や取引量が小さく流動性が低いため、価格の変動性が大きくなる可能性があります。また、主要先進国の経済と比べて、当該国の経済は脆弱である可能性があるため、政治不安、周辺諸国との関係の悪化、インフレ・国際収支・外貨準備高等の経済指標の変化等が為替市場や証券市場に与える影響は、主要先進国以上に大きくなる可能性があります。したがって、主要先進国市場に投資する場合と比べ、政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に転換社債等の価格が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。

○**株式投資のリスク**

当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に株式への投資を行うことがあります(転換社債等の転換により、株式を保有する場合を含みます。)。株式の価格は、企業業績、政治・経済情勢、市況等の影響を受けて下落します。株式は一般に、債券よりも価格変動性が高く、急激に予想を超えた変動をすることもあります。また、株式の発行者の事業活動や財務状態に不利な事態が生じた場合等、市況等の影響による株式の取引量の減少等により下落することもあります。

○**外国証券投資のリスク**

外国証券への投資は、国内投資での通常のリスクに加え、特別なリスクを伴います。

例えば、投資対象国・地域の政治・経済情勢の変化、外国為替・外国投資規制、税制の変更、日本と異なる法律制度等があります。

また、金融危機的状況の発生、休日制度や取引慣行の変更等により、売却代金の受け渡しに遅延等が発生した場合等は、当ファンドのポートフォリオの流動性が損なわれ、当ファンドの解約代金の支払い等に影響を与える可能性もあります。

なお、外国証券への投資は、売買コストや証券保管のためのカストディアンコスト等が余計にかかるため、国内の証券への投資よりも高コストになる場合もあります。

〈**その他のリスク・留意点**〉

○コール・ローン等の相手先に関するリスク

○クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

○法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

○販売会社に関わる留意点

○運用に関わる留意点

○投資対象資産の組入割合に関わる留意点

○換金に伴う売却価格に関わる留意点

○換金代金の支払いに関わる留意点 などが 있습니다。

詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## お申込み

購入単位	販売会社が定める単位とします。 ※購入単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 ※換金単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に対して信託財産留保額※(当該基準価額の0.3%)を控除した額となります。 ※信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込不可日	ルクセンブルグ、香港またはロンドンのいずれかの銀行の休業日においては、お申込みを受付けません。
申込締切時間	原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。(受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合または換金の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、および既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成27年10月13日まで(設定日 平成22年10月29日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合等、信託約款の償還条項に該当した場合、信託を終了させることがあります。
決算日	原則、毎月10日。(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は平成22年12月10日。
収益分配	毎決算時(年12回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000億円を上限とします。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則6ヵ月毎(原則として毎年4月、10月の決算日を基準とします。)に、委託会社が運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

## 手数料等

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	販売会社が定めるものとします。購入時手数料の料率の上限は、3.675%（税抜3.5%）です。 ※購入時手数料の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた金額です。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.0395%（税抜0.99%）を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 運用管理費用（信託報酬）の配分は以下の通りです。
（委託会社）	年率0.3675%（税抜0.35%）
（販売会社）	年率0.6300%（税抜0.60%）
（受託会社）	年率0.0420%（税抜0.04%）
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	年率0.70% ※上記のほか、ファンドの設立・開示に関する費用等（監査報酬、弁護士報酬等）がかかります。
実質的な運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に対して概ね1.7395%（税込・年率）程度となります。 ※投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆監査報酬 ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.0021%（税抜0.0020%））を乗じて得た金額とします。但し、実際の費用額（年間26.25万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。</li> <li>◆その他の費用（*） <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・売買委託手数料に対する消費税等相当額</li> <li>・コール取引等に要する費用</li> <li>・外国における資産の保管等に要する費用</li> <li>・信託財産に関する租税</li> <li>・受託会社の立替えた立替金の利息 等</li> </ul> </li> </ul> （*）「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して10%

※上記は、平成22年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 当資料のお取扱いについてのご注意

- ◆当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認下さい。
- ◆当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様には帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、現時点での投資判断を示したものであり、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社意見等は予告なく変更することがあります。

●販売会社(順不同、○は加入協会を表す)

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	(社)日本証券投資顧問業協会	(社)金融先物取引業協会	備考
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○			
みずほインベスターズ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第173号	○	○	○	
西村証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第26号	○			

<備考欄の表示について>

- ※1 新規のお取扱いを行っておりません。
- ※2 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※3 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。